

○厚生労働省告示第四百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。ただし、平成三十年十二月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注7、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8、注10及び注11の規定により妊婦に対して初診又は再診を行った保険医療機関における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 第1章～第3章 (略) <u>第4章 経過措置等</u> <u>第1部 経過措置</u> <u>第2部 算定制限</u> 第1章～第3章 (略) <u>第4章 経過措置等</u> <u>第1部 経過措置</u> 1～9 (略) <u>第2部 算定制限</u> 第1章の規定にかかわらず、<u>区分番号A000に掲げる初診料の注7 (妊婦に対して初診を行った場合に限る。)</u>、<u>注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。)</u>、<u>注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。)</u>、<u>注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</u>	別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 第1章～第3章 (略) <u>第4章 経過措置</u> 第1章～第3章 (略) <u>第4章 経過措置</u> (新設) 1～9 (略) (新設)